平成２５年（フ）第５４１号
静岡市駿河区馬渕２丁目13番26号
債務者　曽根　佳子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８６２号
東京都八王子市西寺方町361番地１レジデンスウエスト202号
債務者　柴田　富子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９３７号
東京都府中市本宿町２丁目６番地の１サンヴェール府中307
債務者　牧野　竜治
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４０号
静岡県掛川市大坂6899番地の４
債務者　髙橋　昭孝
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２７５０号
札幌市北区北６条西９丁目15番地　北大中央第２宿舎４―502号
破産者　山元　葉子
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１８号
名古屋市東区筒井３丁目34―25　エクセルコジマⅡ303号室、住民票上の住所愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字下山517番地　A棟
破産者　鳥羽　正邦
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６８号
名古屋市守山区町南10番18号　マナーガーデン201号、開始決定時の住所名古屋市東区代官町19番４号　朝日プラザ代官町605号
破産者　立花　厚人
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７５８２号
大阪市住之江区浜口東３丁目12番15号、前住所大阪市住吉区上住吉２丁目14番17号
破産者　増井　　猛
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２３５号
大阪市港区港晴４丁目17番11号
破産者　山口　兆雄
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７７３号
大阪府東大阪市横小路町１丁目１番37号
破産者　柳生　行司
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０１６号
大阪市此花区西九条３丁目４番66―805号、開始決定時大阪市此花区西九条２丁目１番32―103号
破産者　西野ひとみ
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７３４号
大阪市生野区田島４丁目20番18号、前住所大阪市平野区平野宮町２丁目５番17号
破産者　以倉千恵美
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４２１号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目４番14号岡本恭之方、開始決定時の住所大阪府松原市天美東７丁目14番５―613号
破産者　岡本　喜夫
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５６３号
大阪府松原市上田４丁目693番地201号、開始決定時の住所大阪府松原市田井城４丁目９番31号　メゾン福嶋103号
破産者　濵田　良子
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３１５号
堺市中区田園701番地２　702泉ヶ丘305号
破産者　堀之内　毅
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
大阪府松原市西大塚１－８―38、開始決定時の住所大阪府松原市天美南５丁目２番４号
破産者　峯　　有
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係